

議案第 6 号 埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
目次 第 1 章～第 3 章 （略） <u>第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 2 9 条の 2－第 2 9 条の 7）</u> <u>第 3 章の 3 林野火災の予防（第 2 9 条の 8・第 2 9 条の 9）</u> 第 4 章～第 7 章 （略） 附則 （火災に関する警報の発令中における火の使用の制限） 第 2 9 条 <u>火災に関する警報（法第 2 2 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</u> (1)～(4) （略） (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて<u>埼玉西部消防組合管理者（第 2 9 条の 8、第 2 9 条の 9 及び第 4 9 条において「管理者」という。）</u>が指定した区域内において喫煙をしないこと。 (6) （略）	目次 第 1 章～第 3 章 （略） <u>第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 2 9 条の 2－第 2 9 条の 7）</u> 第 4 章～第 7 章 （略） 附則 （火災に関する警報の発令中における火の使用の制限） 第 2 9 条 <u>火災に関する警報</u>が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(4) （略） (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて<u>管理者</u>が指定した区域内において喫煙をしないこと。 (6) （略） <u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を</u>

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 管理者は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、埼玉西部消防組合の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 管理者は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 管理者は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 (略)

閉じて行うこと。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 (略)

(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）

(2)～(6) (略)

2 消防長又は消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 (略)

(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2)～(6) (略)